

クーリングオフ制度①-概要理解の重要性-

クーリングオフ制度

1. クーリングオフ出来ない場合
2. クーリングオフ出来る場合
3. クーリングオフの効果・手続き方法
4. 内容証明郵便の具体的方法

1. クーリングオフ出来ない場合

- ① 店舗・営業所での契約：
- ② 通信販売（*自分から電話・郵便・インターネット等で申し込んだ場合）：
- ③ 指定消耗品の使用・全部or一部の費消（健康食品・化粧品・洗剤等）：
- ④ 自動車：
- ⑤ 法人・事業者の営業上の契約（*クーリングオフは消費者保護の制度であるため）：
- ⑥ 法律でクーリングオフを適用除外にしている場合：
- ⑦ 3,000円未満の現金取引の場合：
- ⑧ クーリングオフ期間を過ぎてしまった場合：

---これだけは覚えておこう---

(*注1) 店舗・営業所での契約でも「クーリングオフ出来る例外」：

- (1) キャッチセールス・アポイントセールスの場合
- (2) マルチ商法・投資顧問契約等の場合
- (3) エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚サービス等の場合

(*注2) 法律でクーリングオフを適用除外にしている場合の具体例：

- (1) 店舗外でも「自分から契約する意思で、業者を自宅に呼んだ場合」
- (2) 同じ業者と「過去に複数回の取引」がある場合
- (3) 「短期間or少額」のエステ等の場合



2. クーリングオフ出来る場合

- ①法律でクーリングオフが規定されている場合：
（*クーリングオフ制度②にてクーリングオフ一覧表を提示）
- ②業界の自主規制でクーリングオフを規定している場合：
（*契約書をチェック）
- ③業界が任意（自主的）にクーリングオフを規定している場合：
（*契約書をチェック）

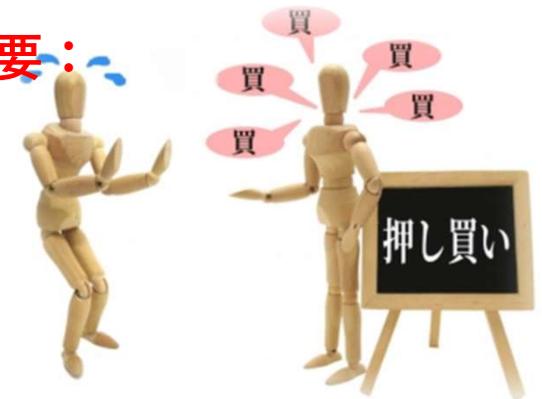
---これだけは覚えておこう---

以下の場合クーリングオフが出来る場合がある

(*注1)詐欺・錯誤・未成年者等→但し「法的に正当な理由」が必要：

(*注2)もともと「契約が成立していない場合」：

(*注2)もともと「契約無効の場合」：



3. クーリングオフの効果・手続き方法

---これだけは覚えておこう---

1. クーリング・オフの効果としては以下の通りです：

- ①業者は「**違約金・損害賠償**」を消費者に**請求できません**
- ②業者は「**消費者から受け取っている金銭**」があれば→消費者に**返還**
- ③業者は「**消費者が商品を使用・サービスを受けたことによる利益**」がある場合でも→消費者に利益の返還を求めることは**出来ない**

2. クーリングオフの手続き方法は以下の通りです：

- ①クーリングオフは**書面**で行う必要有り→法律で定められている
- ②最も確実な方法は「**内容証明郵便**」で行う方法
(*詳細はスライド4)
- ③ハガキでは「**証拠力が不完全**」→心理的不安を取り除くためにも**内容証明郵便**を活用すべきである



4. 内容証明郵便の具体的方法

---これだけは覚えておこう---

内容証明郵便の活用法

内容証明
メリット・デメリット

内容証明郵便とは、「文書の内容と到達」を公に証明して貰う、日本郵便株式会社(JP)のシステム配達されるときは書留便で配達され、配達証明を付けるかどうかをJP窓口で聞かれることが多い様
裁判等の訴訟になった場合は証拠が全てであり、内容証明書は強力な証拠力を利用できる相手に対して様々な心理的効果を与え、結果として不安となった相手方からの交渉申入れや回答通知を引き出す
使い方を誤ると内容証明書を出した側が、脅迫罪・恐喝罪に問われることもある撤回が出来ない。相手側に有利な証拠を与えることにもなる。慎重かつ冷静な判断が必要。
内容証明は、比較的中規模以上のJPで業務対応している(詳細はJPホームページを参照ください)
http://www.post.japanpost.jp/office_search/index.html

電子内容証明
(e-内容証明)

電子内容証明は、自宅等にいながらにして24時間内容証明書を送付できるシステムですシステム内で自動的に受取人宛の原本、差出人宛の謄本を印刷後、封入・封緘され郵送されます
e-内容証明のメリット
(1)時間を気にせず24時間送付できる (2)郵便局に行かなくてすむ
(3)封筒の準備や封入が不要 (4)文字数の制限が緩和(上下余白指定あり)
(5)クレジットカードで支払いが可能

内容証明書類書類
代表例

- | | | |
|-------------|-----------------|--------------------|
| 1. 貸金の請求関連 | 2. 売掛金・未払金の督促関連 | 3. 契約の解除・クーリングオフ関連 |
| 4. 損害賠償請求関連 | 5. 迷惑行為・男女問題関連 | 7. 土地・建物・マンション関連 |
| 8. 労働問題関連 | 9. 債権債務関連 | |

当事務所では、反社会的勢力等に対する不当要求に対抗するため『**不当要求防止責任者**』(警視庁組織犯罪対策第三課認定)資格を有する代表が対応のお手伝いを致します